

一般社団法人日本ワインブドウ栽培協会 会員規程

第1条（目的）

この規程は、定款第5条の規定に基づき、この法人(以下「本協会」という。)の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（会員）

本協会の指定する手続きに基づき、本規程を承認の上、本協会の会員制度への入会を申し込むものは、本協会の承認を得て会員となることができる。

- ・ 法人会員：法人、団体で、本協会の活動を賛助する者は、本協会の承認を得て法人会員となることができる。
- ・ 個人会員：個人で、本協会の目的、事業に賛同する者は、本協会の承認を得て個人会員となることができる。

第3条（申し込み）

入会を希望するものは、前記会員区分に従い本協会指定の入会申込書に必要事項を記入の上、本協会に提出しなければならない。

第4条（入会申し込みの不承認）

以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがある。

- ・ 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- ・ 入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
- ・ 過去に本協会から会員資格を取り消されたことがある場合
- ・ その他、本協会が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合
- ・ 反社会的勢力と判断された場合

第5条（会費と協賛金等）

本協会の会費は、本協会が指定する決済方法により支払うものとする。会費の支払いが本協会により確認された日をもって、会員資格が有効に発生するものとする。ただし、本協会が指定する口座振替により会費を支払う場合には、口座振替手続きが完了した時点で、会員資格が発生するものとする。

2 年会費は、以下に定めるとおりとする。

法人会員 年会費 一口 5万円 一口以上

個人会員 年会費 一口 1万円 一口以上

3 会費とは別に、会員からの協賛金等の申し出については、それを妨げないものとする。

第6条（会費等の払い戻し）

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第7条（有効期間）

会員資格の有効期間は、入会月から起算して1年間とする。

2 会員資格は、第9条に定める退会の申し出、または第10条に定める会員資格の喪失がない限り、会費の支払いを条件として、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

第8条（変更の届け出）

会員は、その名称、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行わねばならない。

会員が所定の変更手続き申し込みをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、本協会はその責任を一切負わない。

第9条（退会）

会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も本協会に対する未払い分の支払いを免れない。

2 一旦退会した者が再度入会を希望する場合は、第2条並びに第3条に定める入会の手続きを取り、本協会の審査を再度受けなければならない。

第10条（会員資格の取り消し）

本協会は、会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができる。

・本協会の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、本協会が認めた場合

- ・会費の支払いが支払日より3ヵ月以上遅滞した場合
- ・法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- ・本規程又は、その他本協会が定める規約に違反した場合
- ・本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合
- ・その他、本協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合
- ・反社会的勢力と判断された場合

第11条（サービス）

会員は、本協会の行うサービスを優先的に利用することができる。なお、サービスによっては別途料金が発生する場合もある。

- ・ 個人会員および法人会員は本協会が主催するブドウ栽培やワインに関するセミナー、年次総会や懇親会等に出席し意見交換ができる。法人会員がセミナー等に参加する場合には、参加者は、当該法人の役員・従業員を対象とし、会費1口につき3名までとする。
- ・ 個人会員及び法人会員で希望する者は、JVAのホームページに、日本のワインブドウ栽培者を支援する者として、名前を記載させることができる。
- ・ 個人会員及び法人会員はJVAの活動報告書（1年1回発行）を受け取ることができる。

第12条（著作権）

サービスによって提供される情報及び電子データの著作権は本協会に属するものとする。

第13条（情報及び電子データの二次使用）

サービスによって提供される情報及び電子データを、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

第14条（規約の追加・変更）

本規程に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。

本協会は、理事会の決議により、サービスの内容および料金を含め本規程の全部または一部を変更することができる。本協会により変更された本規程は、本協会のWEBサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとする。

第 15 条（免責および損害賠償）

会員は、本協会の活動に関連して取得した資料、情報及び電子データ等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わない。

万が一、本協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本協会は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有する。

<付則>

- 1 本会員規程は、2023年1月1日より施行する。
- 2 本会員規程は、2026年3月16日付で改定し、同日より施行する。

一般社団法人日本ワインブドウ栽培協会